

松本市
循環型社会形成推進地域計画

令和元年 11 月

松 本 市

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物の処理の現状	3
(2)	一般廃棄物の処理の目標	4
3	施策の内容	5
(1)	発生抑制、再使用の推進	5
(2)	再資源化の推進	7
(3)	事業系ごみの減量	7
(4)	処理体制	9
(5)	処理施設の整備	12
(6)	施設整備に関する計画支援事業	12
(7)	廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	12
(8)	災害廃棄物処理計画策定支援事業	12
(9)	その他の施策	12
4	計画のフォローアップと事後評価	14
(1)	計画のフォローアップ	14
(2)	事後評価及び計画の見直し	14
様式 1	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1 (平成 30 年度)	15
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2 (平成 30 年度)	16
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	17
参考資料様式 4	施設概要 (最終処分場系)	18
参考資料様式 7	計画支援概要	19
別添資料 1	対象地域図	21
別添資料 2	行政区域内人口の実績及び見通し	22
	1人当たりの生活系ごみの実績及び見通し	22
別添資料 3	事業系ごみの実績及び見通し	23
別添資料 4	ごみ処理量の実績及び見通し	24
別添資料 5	施設の現況	25
別添資料 6	現有施設の概要	26

松本市 循環型社会形成推進地域計画

松本市

令和元年 11 月 29 日

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

市町村名	松本市
面積	978.47km ²
人口	239,695 人（平成 30 年 10 月 1 日現在）

(2) 計画期間

本計画は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

松本市（以下「本市」という。）では、食品ロスの削減や生ごみ処理機器等の利用促進、不用となったものの再使用の取組みなど、ごみの発生抑制、排出抑制、再使用等の取組みを実施している。

ごみ総排出量は、過去 5 年間減少しており、1 人 1 日あたり排出量もほぼ同様の傾向にあり、平成 30 年度は 1,009g/人日となっている。

生活系ごみは過去 5 年間減少している。今後も一般家庭における更なるごみの発生抑制・排出抑制のため、これまでの取組みの徹底に努める。

また、事業系ごみについては、これまでの減量対策により減少傾向ではあるが、未だに多い状況にあるため、発生抑制・排出抑制の取組みについて、改めて推進・指導していく必要がある。

ごみ処理は、本市、塩尻市、山形村、朝日村の 2 市 2 村で構成する松塩地区広域施設組合による共同処理のほか、各市村で処理を行い、ごみの再資源化や適正処理に努めている。

本市では、安定的なごみ処理を行うため、現在の最終処分場を廃止し、新たな施設の整備を行い、より一層のごみの発生抑制・排出抑制に努め、循環型社会の形成を推進していくこととする。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

長野県では、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減対策及びごみ処理施設の効率的な運営とごみ発電等余熱利用の効率的推進によるエネルギーの有効活用等の側面から、市町村のごみ処理施設の広域化を推進する「長野県ごみ処理広域化計画（平成11年3月）」を策定した。この計画において、本市は松本中部地域に位置付けられており、平成11年4月から、松本市（旧四賀村、旧安曇村、旧奈川村、旧梓川村、旧波田町を含む）及び山形村の1市1村で構成する「松本西部広域施設組合」が運営する施設で焼却処理を行っている。

また、平成24年4月から「松本西部広域施設組合」と塩尻市及び朝日村の1市1村で構成する「塩尻・朝日衛生施設組合」が統合し、新たに「松塩地区広域施設組合」として、焼却施設の集約化を図り、2市2村のごみを共同処理しているところであるため、今後も継続して「松塩地区広域施設組合」の施設を活用していくとともに、新たに焼却施設を建設する際には、災害時の広域的な廃棄物処理体制を確保するよう検討を進める。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

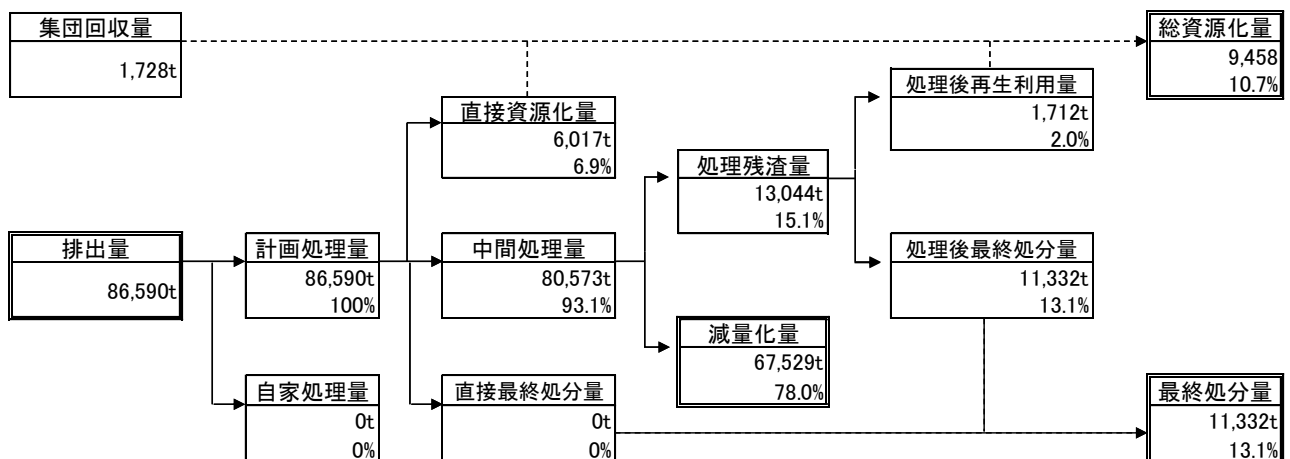
(1) 一般廃棄物の処理の現状

平成 30 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、88,318 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 9,458 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 10.7%である。

中間処理による減量化量は 67,529 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 78.0%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 13.1%に当たる 11,332 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 77,660 トンである。焼却施設では、場内の電力等に余熱を利用している。



※小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

(2) 一般廃棄物の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

参考として、別添資料2～4に現状と目標のトレンドグラフを添付する。

令和8年度の総排出量は、集団回収量も含め、80,103トンと見込まれ、再生利用される「総資源化量」は8,757トン、リサイクル率は10.9%を見込んでいる。

中間処理による減量化量は61,079トンであり、集団回収量を除いた排出量の78.0%が減量化され、集団回収量を除いた排出量の13.1%に当たる10,267トンが埋め立てられる。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状 (割合 ^{※1}) (平成30年度)	目標 (割合 ^{※1}) (令和8年度)
人口		239,695人	230,739人
排出量	事業系 総排出量	40,600トン	35,741トン (-12.0%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	3.2トン/事業所	2.8トン/事業所 (-12.0%)
	生活系 総排出量	45,990トン	42,535トン (-7.5%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	160.1kg/人	154.7kg/人 (-3.4%)
合計	事業系生活系総排出量合計	86,590トン	78,276トン (-9.6%)
再生利用量	直接資源化量	6,017トン (6.9%)	5,401トン (6.9%)
	総資源化量 ^{※4}	9,458トン (10.7%)	8,757トン (10.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	— MWh — GJ	0 MWh 0 GJ
減量化量	中間処理による減量化量	67,529トン (78.0%)	61,079トン (78.0%)
最終処分量	埋立最終処分量	11,332トン (13.1%)	10,267トン (13.1%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+拠点・集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = [(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)] / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = [(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)] / (人口)

※4 処理後再生利用量に焼却灰の再資源化は含まない

《用語の定義》

排出量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

エネルギー回収量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]及び熱利用量[単位: GJ]

減量化量: 中間処理量と処理後の残渣量の差[単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位: トン]

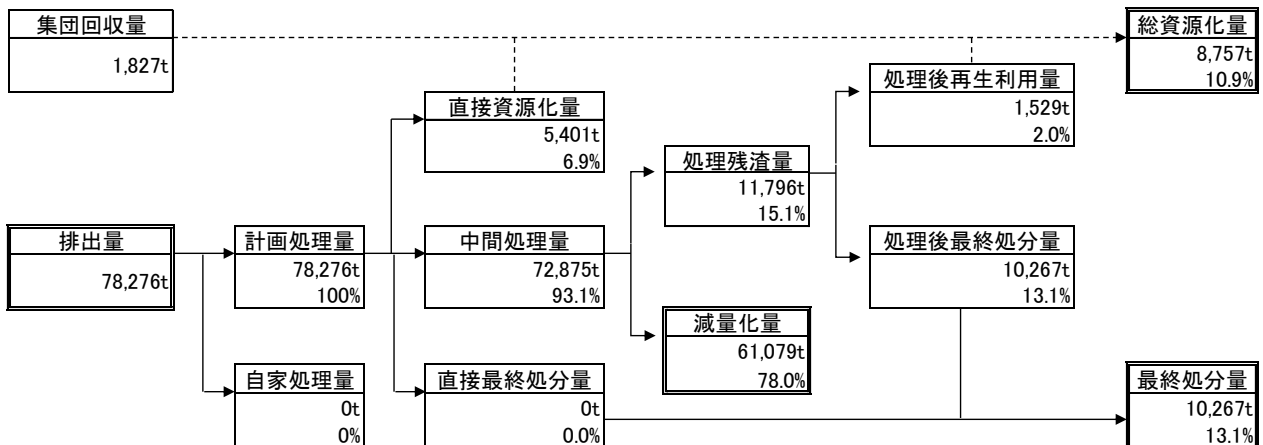


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 食品ロスの削減に係る取組み

生活系ごみに含まれる食品ロスの減量に関して、「残さず食べよう！30・10運動」を進めている。

残さず食べよう！30・10運動

a 冷蔵庫クリーンアップデー

毎月30日は冷蔵庫の賞味期限・消費期限の近いものや野菜・肉等の傷みやすいものを積極的に使用し、冷蔵庫を整理整頓する「冷蔵庫クリーンアップデー」としている。

b もったいないクッキングデー

毎月10日は今まで食べられるのに捨てられていた野菜の茎や皮等を活用して料理をする「もったいないクッキングデー」としている。

今後は、消費期限・賞味期限の正しい理解の促進等のため、市民の意識を高める施策を立案するなど、生活系食品ロスの削減に努める。

イ 子ども用品の再使用に係る取組み

ごみの減量化と子育て世帯の支援を目的として、短期間で使わなくなってしまう子ども用品を希望する世帯に無料で配付する「松本キッズ・リユースひろば事業」を実施している。

今後も再使用の意識が市民に浸透し、より多くの子ども用品が必要としている世帯の下に渡るよう努める。

ウ 不用食器の再使用に係る取組み

埋立ごみの減量を目的として、家庭から排出される不用となった食器を回収し、状態の良いものを希望する市民に無料で配付する「不用食器リサイクル事業」を市民団体と協働で実施している。

今後も市民団体と共に効果的な実施に努める。

エ 環境教育の推進

子どもの頃から環境に対する意識啓発が重要であるため、ごみの分別や食品ロスの削減をテーマとして、保育園・幼稚園児及び小学3年生に参加型の環境教育を実施している。また、大人向けには出前講座等による意識啓発に取り組んでいる。

今後は、幅広い年代への環境教育実施を検討するなど、市民1人1人の意識を高揚させるため、積極的な環境教育に取り組む。

オ 水切りの推進

可燃ごみの中には約4割の水分が含まれている。可燃ごみに多くの水分が含まれると、焼却施設における燃焼効率が悪くなるほか、収集車で使用する燃料が余分に消費されることにつながるため、家庭で可能な限り、生ごみの水切りを実施してもらうよう、水切り袋を配布するなどして意識啓発を図る。

カ マイバッグ持参に係る取組み

現在実施しているマイバッグの持参率調査を継続的に実施するとともに、マイバッグ持参に関する周知啓発を実施することにより、発生抑制に努める。

キ 家具等の再使用に係る取組み

松本クリーンセンターや松本市リサイクルセンターに持ち込まれるごみの中には、まだ再使用できるものも数多くあることから、それらを再使用できるような取組みについて検討する。

ク 発生抑制に関する意識啓発

詰め替え商品の購入等のごみの発生抑制に配慮した取組みを市民が率先して取り組めるような情報を発信し、市民の意識啓発に努める。

ケ 分別に対する意識啓発

a 各家庭の環境づくり

最適なモデルケースの提示など、家庭内で分別を行いやすくなるような提案を行う。

b 広報の充実

現在行っている市ホームページや広報誌による情報発信、スマートフォン向けごみ分別アプリの配信、外国人向け「ごみ・資源物の分け方出し方」などにより、継続して広報を行う。

コ 生活系ごみの有料化の検討

本市では、平成21年度に「松本市ごみ有料化検討委員会」や庁内において生活系ごみの有料化の検討を進めてきた。その際、「市民生活の経済的安定の確保を優先し、当面の間、生活系ごみの有料化以外のごみ減量化施策の推進を重点的に実施すること」と結論付け、ごみの削減に努めながら今日に至っている。

今後、収集体制やごみ処理施設の再整備などの状況が変化することが考えられるため、再度「ごみ有料化検討委員会」を開催するなど、十分に社会情勢等を考慮して、生活系ごみの有料化について検討する。

(2) 再資源化の推進

ア 生ごみや剪定枝葉等の有機物の再資源化に係る取組み

昭和 61 年度（1986 年度）から実施している生ごみ堆肥化機器等の補助金を継続するとともに、公民館等で実施している生ごみの堆肥化講習会も引き続き実施する。

また、生ごみや剪定枝等は分別収集することにより、活用できる可能性があることから、活用方法を検討する。

イ 不用食器の再生利用に係る取組み

埋立ごみの減量を目的として、家庭から排出される不用となった食器を回収し、リユースできないものを新しい食器の原材料等にリサイクルする「不用食器リサイクル事業」を市民団体と協働で実施している。

今後も市民団体と共に継続的に実施し、埋立ごみの減量と資源の有効活用に努める。

ウ 資源ごみの常設回収場所の運用

平成 23 年度（2011 年度）に市民が資源ごみを排出しやすい環境を整えるため、資源ごみの常設回収場所を設置した。資源ごみの収集量が減少傾向にある中で、市民が資源ごみを排出しやすいよう、適正な運用に努める。

エ 小型家電の分別回収

平成 26 年度（2014 年度）から小型家電を分別回収し、再資源化を進めている。引き続き分別回収し、適正な再資源化に努める。

オ 廃食用油の分別回収

平成 14 年度（2002 年度）から廃食用油を分別回収し、バイオディーゼル燃料として本市のごみ収集車両等に利用している。

引き続き分別回収するとともに、分別回収した廃食用油の活用方法について研究を進める。

(3) 事業系ごみの減量

ア 食品ロス削減に係る取組み

現在、「残さず食べよう！30・10運動」として取組みを進めている。

残さず食べよう！30・10運動

- a 注文の際に適量を注文しましょう。
- b 乾杯後の30分間は、席を立たず料理を楽しみましょう。
- c お開き前10分間は、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう。

また、「残さず食べよう！30・10運動」や食品ロスの削減に係る取組みを実施している飲食店・宿泊施設等（料理を提供する側）及び事業所等（料理をいただく側）に対して、「残さず食べよう！推進店・事業所認定制度」を実施している。

推進店に対しては、食品ロスの削減に係る啓発品の他、食べ残しの持ち帰りを推進するグッズを提供し、更なる食品ロス削減に取り組む。

また、「残さず食べよう！推進店・事業所認定制度」の認定件数が増加するような店舗・事業所へのインセンティブを検討するとともに、事業評価のために飲食店での食品ロスの発生状況の調査についても検討する。

イ 事業者への意識啓発

a 多量排出事業者への指導

松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例で定めている多量排出事業者に対して、提出を義務付けている「ごみ減量行動計画書」を確認し、適切な指導を実施する。

b 中小規模の事業者への指導

事業系ごみの大部分を占める中小規模の事業者に対して、ごみの分別の分かりやすい説明、ごみ減量の取組みの案内など、訪問による指導を実施する。

c 新規事業者への指導

新規に多量の廃棄物を排出することが想定される事業者には、排出抑制のための指導を行う。

d 過剰包装・使い切り商品の削減の呼び掛け

市内の事業者に対し、取引先との過剰包装の削減のほか、使い切り商品ではなく、持続可能な商品の製造を呼び掛ける。

e 宿泊施設等への指導

事業者、特に民泊も含めた宿泊施設に対してごみの分別を促すため、「事業系ごみの分け方・出し方」を配布するなどして意識啓発に努める。

ウ 展開検査の実施

現在、許可業者が回収した事業系ごみを搬入時に調査する展開検査を実施している。引き続き展開検査を実施し、事業系ごみの排出実態を把握する。

エ 事業系ごみ排出先の実態調査

各事業所から出る事業系ごみの実態を把握することにより、事業系ごみの削減に努める。また、不適切な排出を行っている事業者に対しては、適切な排出を徹底するよう指導する。

オ eco オフィスマつもと認定事業の推進

現在、市では、ごみの減量化等の環境に配慮した取組みを実施している事業所に対して、「eco オフィスマつもと認定事業」を実施している。

今後は、認定事業所が増加するような、事業所へのインセンティブを研究し、事業系ごみの減量を目指す。

カ 紙類の搬入規制などによる事業者の再資源化に係る取組みの促進

平成 20 年度（2008 年度）から松本クリーンセンターへの再生可能な紙類の搬入を規制し、資源ごみとして受入可能な民間事業者への搬入を求めている。また、木製品・木くずについても再資源化を行う民間事業者への搬入を促している。

引き続き、リサイクル可能な品目については、民間事業者への搬入を促し、事業者における再資源化の取組みの促進に努める。

キ 市公共施設の剪定枝等の再資源化に係る取組み

市公共施設等から排出される剪定枝等の処理を民間業者に委託し、木質チップとしてリサイクルする「剪定枝等資源化事業」を実施している。木質チップ供給先の整備等による資源の活用方法も検討しながら、今後も継続する。

ク 給食残渣の再資源化に係る取組み

市内 5 カ所の給食センターから排出される給食残渣は、民間処理施設等で堆肥化しており、今後も給食残渣の堆肥化を継続し、事業系ごみの減量に努める。

（４）処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 2 のとおり。

分別区分、収集方法などの周知に努め、生活系ごみの分別の徹底を図ることで適正なごみ処理の推進を行っている。今後、現状の処理体制を基本としながら、更なる適正処理を推進するため、より排出しやすい環境を整備するよう、収集回数や分別区分の見直しについて検討する。

また、今後、更なる少子高齢化社会の進展などにより、ごみステーションに排出することが困難な人が増加することが予測されるため、排出困難者に対する支援体制の構築に努める。

処理方法については、今後も「松塩地区広域施設組合」における焼却施設にて焼却を行うとともに、地球温暖化防止にも配慮し、余熱を効果的に利用する。

最終処分については、既存最終処分場の在り方について検討を行った結果、今後も安定的なごみ処理を行うため、現施設を一旦廃止し、新たに整備を行うこととし

た。引き続き、最終処分量の削減を図るため、ごみの減量対策を着実に行うとともに、整備期間中は、焼却残渣の再資源化等について、最新の技術や動向の情報収集、研究を行い、発生する焼却残渣の適正処理を行うこととする。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、事業者による自己搬入、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することによりごみ処理施設に搬入されている。分別区分は、生活系ごみに準じ処理を行っている。

本市においては事業系ごみの排出量の全体に占める割合が多いため、展開検査の実施や排出実態を把握したうえで、適切な排出を徹底するよう指導を行うなど、ごみの発生抑制や適正処理の推進を図る。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では、一般廃棄物処理施設において、再資源化の観点から、事業系ごみのうち、びん類を受け入れており、今後もこの方針を継続する。

エ 今後の処理体制の要点

- ◆ 生活系ごみの分別の徹底を図ることで適正なごみ処理を推進する。
- ◆ 生活系ごみの収集体制は、基本的に現状どおりとし、必要に応じて収集回数や分別区分の見直しを検討する。
- ◆ 排出困難者に対する支援体制の構築に努める。
- ◆ 事業系ごみの減量化、適正処理促進のため、事業者への指導を強化する。
- ◆ 焼却処理は、継続して既存の中間処理施設「松本クリーンセンター」において行う。
- ◆ 今後も安定的な処理を行うため、最終処分場の整備を行う。

表2 松本市の分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成30年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)		
可燃ごみ	焼却	松本クリーンセンター	77,453		
埋立ごみ	破碎埋立	エコトピア山田 安曇一般廃棄物最終処分場	1,201		
破碎ごみ	破碎	松本クリーンセンター	310		
資源物	容器包装プラスチック	選別、圧縮梱包→リサイクル	松本クリーンセンター	825	
	ペットボトル	選別、圧縮梱包→リサイクル	リサイクルセンター	174	
	雑びん	破碎→リサイクル		1,597	
	金属類	リサイクル		民間処理施設	730
	紙類	リサイクル	3,495		
	布類	リサイクル	281		
	生きびん	リサイクル	85		
	小型家電	リサイクル	317		
	蛍光管	破碎→リサイクル	エコトピア山田		12
	体温計	リサイクル	民間処理施設		67
	乾電池	リサイクル		43	
	スプレー缶・ライター	リサイクル			
	廃食用油	リサイクル	民間処理施設		
粗大ごみ	リサイクル 焼却 破碎 埋立	松本クリーンセンター エコトピア山田 民間処理施設			



今後(令和8年度)					
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)		
可燃ごみ	焼却	松本クリーンセンター	70,110		
埋立ごみ	破碎埋立	エコトピア山田	1,060		
破碎ごみ	破碎	松本クリーンセンター	265		
資源物	容器包装プラスチック	選別、圧縮梱包→リサイクル	松本クリーンセンター	739	
	ペットボトル	選別、圧縮梱包→リサイクル	リサイクルセンター	157	
	雑びん	破碎→リサイクル		1,430	
	金属類	リサイクル		民間処理施設	657
	紙類	リサイクル	3,134		
	布類	リサイクル	253		
	生きびん	リサイクル	75		
	小型家電	リサイクル	287		
	蛍光管	破碎→リサイクル	エコトピア山田		10
	体温計	リサイクル	民間処理施設		58
	乾電池	リサイクル		41	
	スプレー缶・ライター	リサイクル			
	廃食用油	リサイクル	民間処理施設		
粗大ごみ	リサイクル 焼却 破碎 埋立	松本クリーンセンター エコトピア山田 民間処理施設			

(5) 処理施設の整備

上記(4)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、廃棄物処理施設の施設整備を表3のとおり行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	事業主体	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場	最終処分場整備事業	松本市	埋立容量 280,000m ³	松本市島内 地内	令和6年度 ～ 令和7年度

(整備理由)

事業番号1 安定的なごみ処理を行うため、現在の最終処分場を廃止し、新たな施設の整備を行う。

(6) 施設整備に関する計画支援事業

(5)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	新処分場基本計画業務	施設整備基本計画策定	令和2年度
	環境影響評価業務	環境影響評価手続き	令和2年度から 令和5年度
	地質及び測量調査業務	地質及び測量調査	令和4年度
	新処分場基本設計業務	施設整備基本設計策定	令和4年度
	新処分場詳細設計業務	施設整備詳細設計策定	令和5年度

(7) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

該当なし。

(8) 災害廃棄物処理計画策定支援事業

該当なし。

(9) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 災害等廃棄物に対する対策の推進

長野県地域防災計画(平成31年1月修正)、松本市地域防災計画を踏まえ、「松本市災害廃棄物処理計画」を平成31年3月に策定した。その基本方針にもとづき、大規模な災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正な処理に努める。

イ 不法投棄対策

啓発活動及びパトロールの強化と、警察との相互協力のもと不法投棄の防止に努める。

ウ 適正処理推進のための許可制度の運用

一般廃棄物の収集運搬に関する許可については、既存の処理能力や今後のごみ量などの情勢を見据え、慎重に検討する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、松塩地区広域施設組合や長野県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1（令和元年度）

1. 地域の概要

(1)地域名	松本市	(2)地域内人口	H30年10月1日現在		239,695人	(3)地域面積	978.47km ²
(4)構成市町村等名	松本市	(5)地域の要件*	人口	面積	沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎	その他	

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和8年度			
排出量	事業系	総排出量(トン)	41,457	41,363	41,310	40,685	40,600	35,741	H30比	-12.0%
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	3.07	3.07	3.22	3.17	3.16	2.78		
	生活系	総排出量(トン)	51,166	49,538	48,483	47,258	45,990	42,535	H30比	-7.5%
		1人当たりの排出量(kg/人)	167.9	165.0	164.5	162.6	160.1	154.7		
	合計	事業系生活系の総排出量合計(トン)	92,623	90,901	89,793	87,943	86,590	78,276	H30比	-9.6%
再生利用量	直接資源化量(トン)	8,668 (9.4%)	7,815 (8.6%)	7,062 (7.9%)	6,453 (7.3%)	6,017 (6.9%)	5,401 (6.9%)			
	総資源化量(トン)	12,647 (13.4%)	11,684 (12.6%)	10,881 (11.9%)	10,079 (11.2%)	9,458 (10.7%)	8,757 (10.9%)			
	エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—		
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	69,555 (75.1%)	69,143 (76.1%)	68,806 (76.6%)	67,956 (77.3%)	67,529 (78.0%)	61,079 (78.0%)			
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	12,471 (13.5%)	12,003 (13.2%)	12,107 (13.5%)	11,758 (13.4%)	11,332 (13.1%)	10,267 (13.1%)			

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。(別添資料2~4参照)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

一般廃棄物処理計画では、平成28年度までの実績値を基に目標値を設定していたが、令和元年度上半期の実績から推計される令和元年度のごみ排出量が、目標値と乖離することが想定されるため、地域計画では補正を行い、目標値を算定した。

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力(単位)	
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	松塩地区広域施設組合	全連続燃焼式	有	450t/日	H11.4						
リサイクルセンター	松塩地区広域施設組合	破碎、選別	有	35t/5h	H9.4						
	松塩地区広域施設組合	圧縮、梱包	有	11t/5h	H9.4						
ストックヤード	松本市	ストックヤード、 圧縮、梱包	有	1,370m ² 400kg/h	H20.4						
堆肥化施設	松本市	堆肥化	有	40.5t/日	H12.4						
最終処分場	松本市	管理型処分場	有	745,000m ³	S62.4	R3	埋立終了				
		管理型処分場	有	1,800m ³	H14.4	H29.6	埋立終了				
		管理型処分場	有	5,100m ³	H11.4	R2.9	埋立終了				
							新設	管理型	R8.4	280,000m ³	
し尿処理施設	松塩地区広域施設組合	高負荷	有	32kL/日	H元.4						

* 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付する。(別添資料5参照)

様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2（令和元年度）

事業種別 事業名称	事業番号 *1	事業主体名 *2	規 模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備 考		
			単位		開始	終了	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度			
○最終処分場に関する事業																					
最終処分場整備	1	松本市	280,000	m3	R6	R7	4,165,300					1,250,000	2,915,300	3,728,600					1,118,580	2,610,020	
○施設整備に関する計画支援事業に関する事業							313,830	46,530	36,800	138,500	92,000			313,830	46,530	36,800	138,500	92,000			
事業番号1に対する支援事業							313,830	46,530	36,800	138,500	92,000			313,830	46,530	36,800	138,500	92,000			
新処分場基本計画業務		松本市			R2	R2	9,830	9,830						9,830	9,830						
環境影響評価業務			R2	R5	147,100	36,700	36,800	36,800	36,800					147,100	36,700	36,800	36,800	36,800			
地質及び測量調査業務			R4	R4	81,300			81,300							81,300			81,300			
新処分場基本設計業務			R4	R4	20,400			20,400							20,400			20,400			
新処分場詳細設計業務			R5	R5	55,200					55,200					55,200				55,200		
合 計							4,479,130	46,530	36,800	138,500	92,000	1,250,000	2,915,300	4,042,430	46,530	36,800	138,500	92,000	1,118,580	2,610,020	

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画						備考	
					開始	終了		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	食品ロスの削減に係る取組み	市民の意識を高める施策を立案し、食品ロスの削減に努める。	松本市	R2	R7		継続事業							
	12	子ども用品の再使用に係る取組み	子ども用品を希望する世帯に無料で配付する「松本キッズ・リユースひろば事業」を継続する。	松本市	R2	R7		継続事業							
	13	不用食器の再使用に係る取組み	不用な食器を回収し、希望する市民に無料で配付する「不用食器リサイクル事業」を市民団体と継続する。	松本市	R2	R7		継続事業							
	14	環境教育の推進	市民1人1人の意識を高揚させるため、積極的な環境教育に取り組む。	松本市	R2	R7		継続事業							
	15	水切りの推進	生ごみの水切りを実施してもらうよう、水切り袋の配布などで意識啓発を図る。	松本市	R2	R7		継続事業							
	16	マイバッグ持参に係る取組み	マイバッグの持参率調査の継続、マイバッグ持参に関する周知啓発を実施し、発生抑制に努める。	松本市	R2	R7		継続事業							
	17	家具等の再使用に係る取組み	再使用できるものについて、再使用できるような取組みを検討する。	松本市	R2	R7		継続事業							
	18	発生抑制に関する意識啓発	発生抑制に配慮した取組みを情報発信し、市民の意識啓発に努める。	松本市	R2	R7		継続事業							
	19	分別に対する意識啓発	家庭内で分別を行いやすくなる提案を行う。ホームページや広報誌による情報発信、分別アプリの配信、外国人向けの広報を継続する。	松本市	R2	R7		継続事業							
	20	生活系ごみの有料化の検討	生活系ごみの有料化について検討する。	松本市	R2	R7		事業実施							
再資源化に関するもの	41	生ごみや剪定枝等の有機物の再資源化に係る取組み	生ごみ堆肥化機器等の補助金、生ごみの堆肥化講習会を継続し、生ごみや剪定枝等の活用方法を検討する。	松本市	R2	R7		継続事業							
	42	不用食器の再生利用に係る取組み	不用な食器を回収し、リユースできないものを新しい食器の原材料等にリサイクルする「不用食器リサイクル事業」を市民団体と継続する。	松本市	R2	R7		継続事業							
	43	資源ごみの常設回収場所の運用	市民が資源ごみを排出しやすいよう、常設回収場所の適正な運用に努める。	松本市	R2	R7		継続事業							
	44	小型家電の分別回収	小型家電を分別回収し、適正な再資源化に努める。	松本市	R2	R7		継続事業							
	45	廃食用油の分別回収	廃食用油を分別回収し、バイオディーゼル燃料としてごみ収集車両等に利用するとともに、活用方法について研究する。	松本市	R2	R7		継続事業							
事業系ごみの減量に関するもの	46	食品ロス削減に係る取組み	「残さず食べよう！推進店・事業所認定制度」の推進店に対して、食品ロスの削減に係る啓発品、食べ残しの持ち帰りを推進するグッズを提供し、食品ロス削減に取り組む。また、認定件数が増加するようなインセンティブを検討するとともに、飲食店での食品ロスの発生状況の調査について検討する。	松本市	R2	R7		継続事業							
	47	事業者への意識啓発	多量排出事業者が提出する「ごみ減量行動計画書」を確認し、適切な指導を実施する。中小規模の事業者に対し、ごみ分別の分かりやすい説明、ごみ減量の取組みの案内など、訪問指導を実施する。新規に多量の廃棄物を排出することが想定される事業者には、排出抑制の指導を行う。取引先との過剰包装の削減、持続可能な商品の製造を呼び掛ける。民泊も含めた宿泊施設に対し、「事業系ごみの分け方・出し方」を配布するなどして意識啓発に努める。	松本市	R2	R7		継続事業							
	48	展開検査の実施	展開検査を継続し、事業系ごみの排出実態を把握する。	松本市	R2	R7		継続事業							
処理体制の構築、変更に関するもの	49	事業系ごみ排出先の実態調査	事業系ごみの実態を把握し、事業系ごみの削減に努める。また、不適切な排出を行っている事業者に指導する。	松本市	R2	R7		事業実施							
	50	ecoオフィスまつもと認定事業の推進	「ecoオフィスまつもと認定事業」の認定事業所が増加するような、インセンティブを研究し、事業系ごみの減量を目指す。	松本市	R2	R7		継続事業							
	51	紙類の搬入規制などによる事業者の再資源化に係る取組みの促進	リサイクル可能な品目について、民間事業者への搬入を促し、事業者における再資源化の取組みの促進に努める。	松本市	R2	R7		継続事業							
	52	市公共施設の剪定枝等の再資源化に係る取組み	「剪定枝等資源化事業」を継続するとともに、木質チップの活用方法を検討する。	松本市	R2	R7		継続事業							
	53	給食残渣の再資源化に係る取組み	民間処理施設等で、給食残渣の堆肥化を継続し、事業系ごみの減量に努める。	松本市	R2	R7		継続事業							
21	処理体制の現状と今後	生活系ごみは、更なる適正処理を推進するため、より排出しやすい環境を整備するよう、収集回数や分別区分の見直しについて検討する。排出困難者に対する支援体制の構築に努める。「松塩地区広域施設組合」における焼却施設にて焼却を行うとともに、余熱を効果的に利用する。事業系ごみは、展開検査の実施や排出実態を把握し、適切な排出を指導するなど、ごみの発生抑制や適正処理の推進を図る。	松本市	R2	R7		継続事業								
1	最終処分場整備事業	安定的なごみ処理を行うため、現在の最終処分場を廃止し、新たな施設の整備を行う。	松本市	R6	R7	○							建設工事		
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援	新処分場基本計画業務	松本市	R2	R2	○	事業実施							
			環境影響評価業務	松本市	R2	R5	○	事業実施							
			地質及び測量調査業務	松本市	R4	R4	○						事業実施		
			新処分場基本設計業務	松本市	R4	R4	○						事業実施		
			新処分場詳細設計業務	松本市	R5	R5	○						事業実施		
その他	61	災害等廃棄物に対する対策の推進	「松本市災害廃棄物処理計画」の基本方針にもとづき、大規模な災害時に発生する災害廃棄物の迅速・適正な処理に努める。	松本市	R2	R7		事業実施							
	62	不法投棄対策	啓発活動及びパトロールの強化と、警察との相互協力のもと不法投棄の防止に努める。	松本市	R2	R7		事業実施							
	63	適正処理推進のための許可制度の運用	一般廃棄物の収集運搬に関する許可について、既存の処理能力や今後のごみ量などの情勢を見据え、慎重に検討する。	松本市	R2	R7		事業実施							

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	松本市
(2) 施設名称	最終処分場
(3) 工期	令和 6 年度 ～ 令和 7 年度
(4) 処分場面積、容積	総面積 120,889m ² 埋立面積 検討中 埋立容積 280,000m ³
(5) 処分場開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和 8 年度 埋立終了 令和 27 年度
(6) 跡地利用計画	検討中
(7) 地域計画内の役割	安定的なごみ処理を行うため、現在の最終処分場を廃止し、 新たな施設の整備を行う。
(8) 廃焼却施設解体工事の 有無	無
(9) 事業計画額	4,165,300 千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	松本市			
(2) 事業目的	最終処分場整備のため			
(3) 事業名称	新処分場基本計画業務	環境影響評価業務	測量及び地質調査業務	新処分場基本設計業務
(4) 事業期間	令和2年度	令和2年度～ 令和5年度	令和4年度	令和4年度
(5) 事業概要	基本計画	環境影響評価	測量・地質調査	基本設計

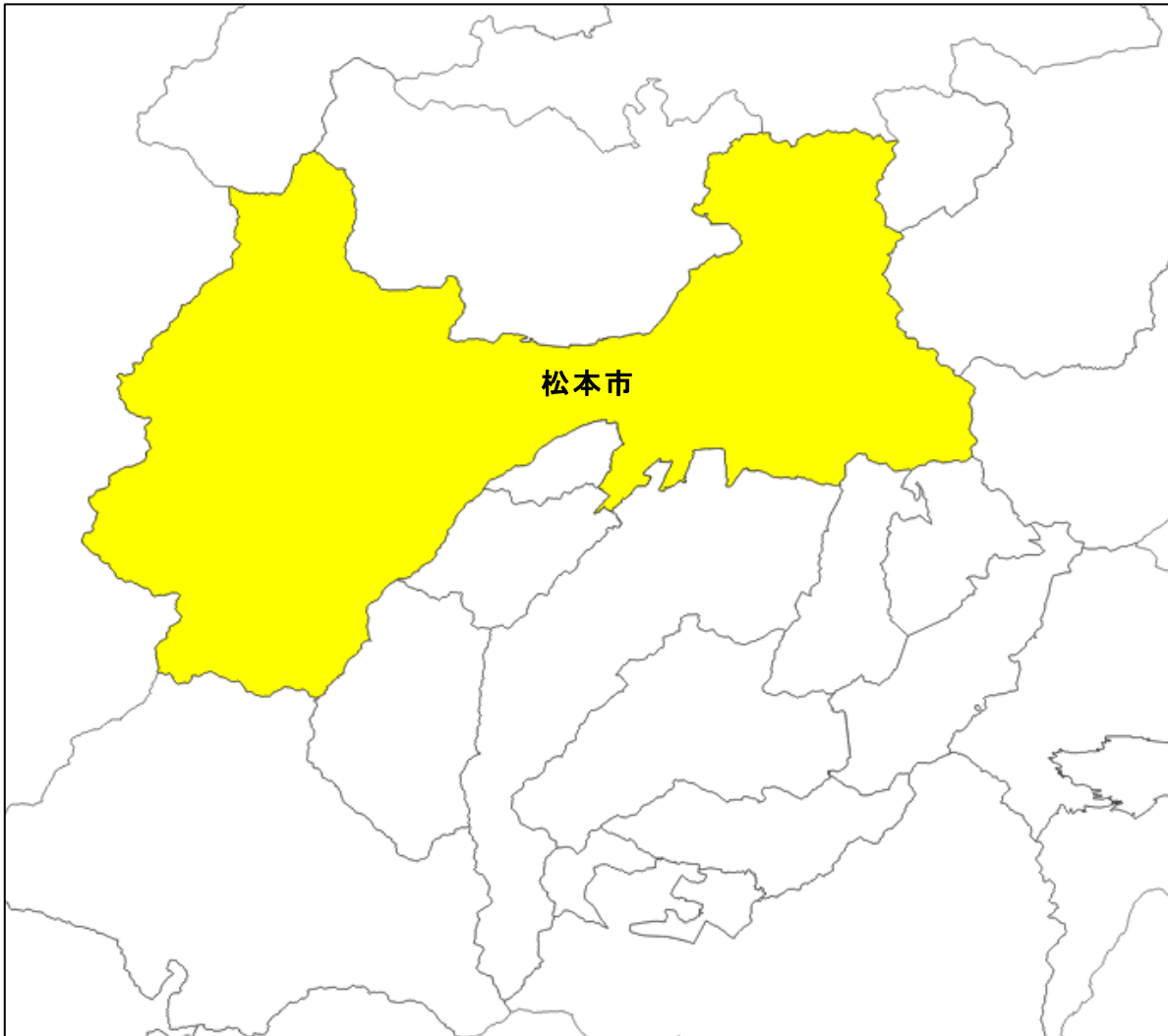
(6) 事業計画額	9,830 千円	147,100 千円	81,300 千円	20,400 千円
-----------	----------	------------	-----------	-----------

計 画 支 援 概 要

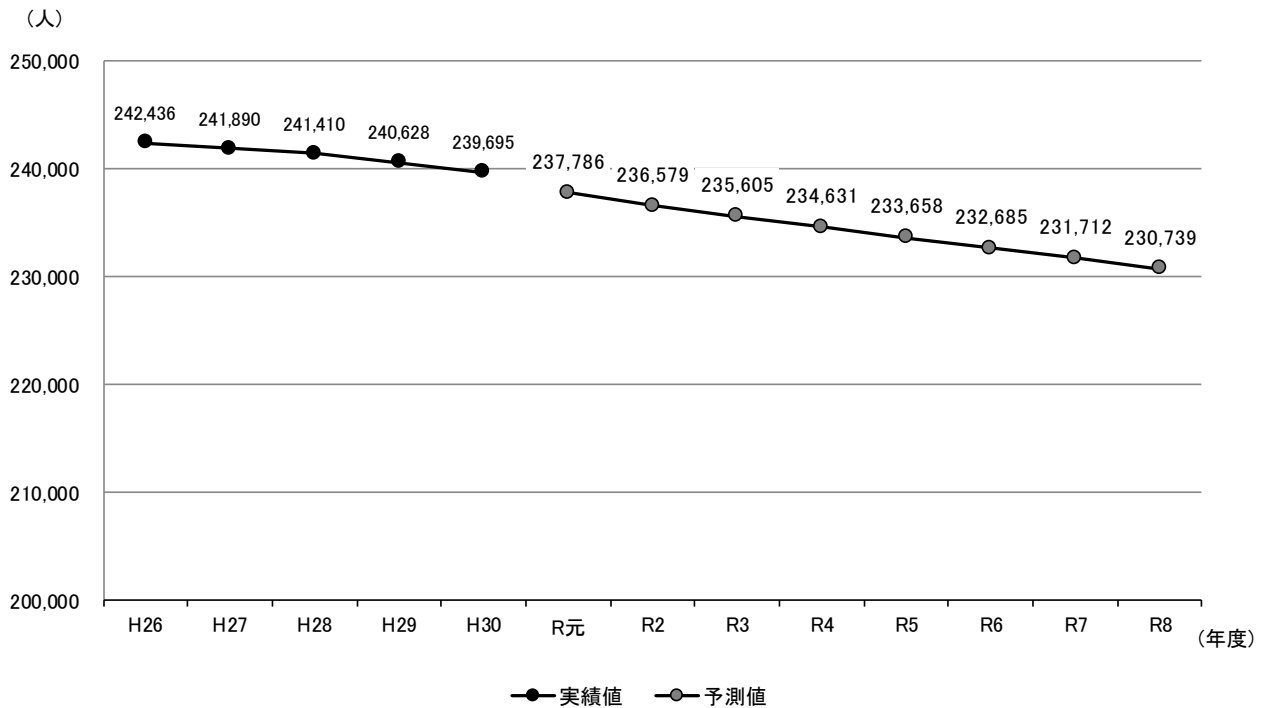
都道府県名 長野県

(1) 事業主体名	松本市			
(2) 事業目的	最終処分場整備のため			
(3) 事業名称	新処分場詳細設計業務			
(4) 事業期間	令和5年度			
(5) 事業概要	詳細設計			
(6) 事業計画額	55,200 千円	千円	千円	千円

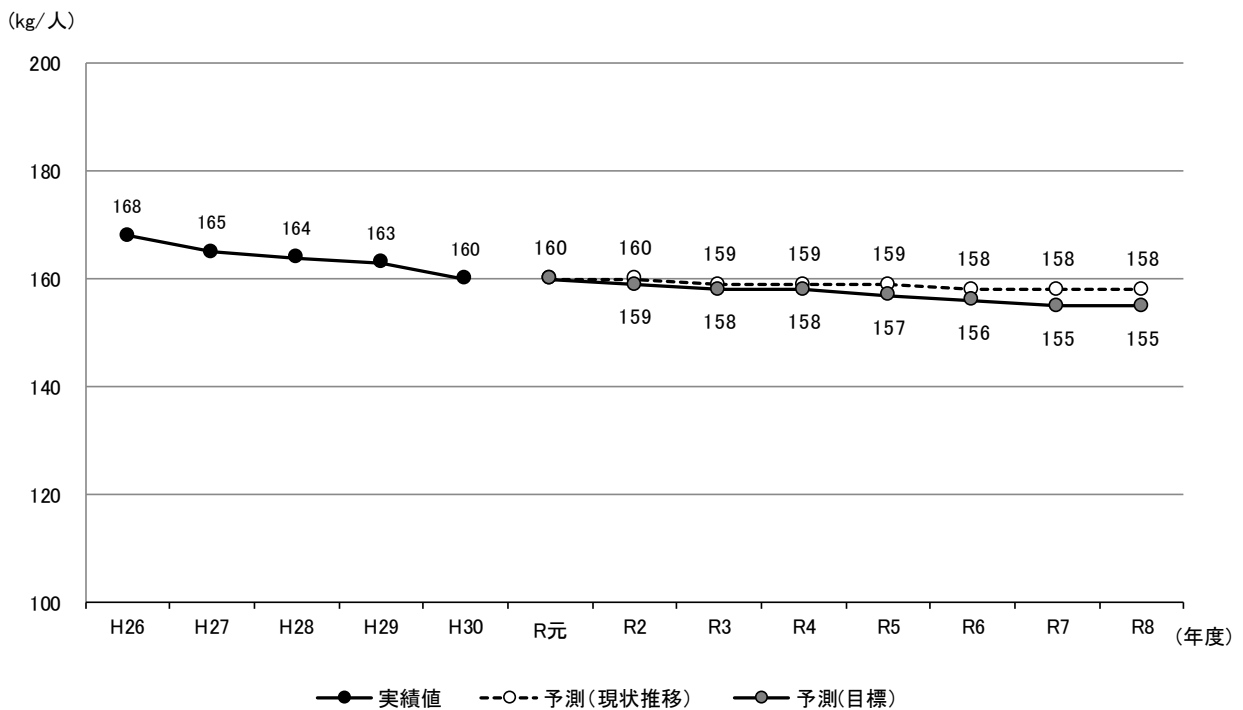
対象地域図



● 行政区域内人口の実績及び見通し

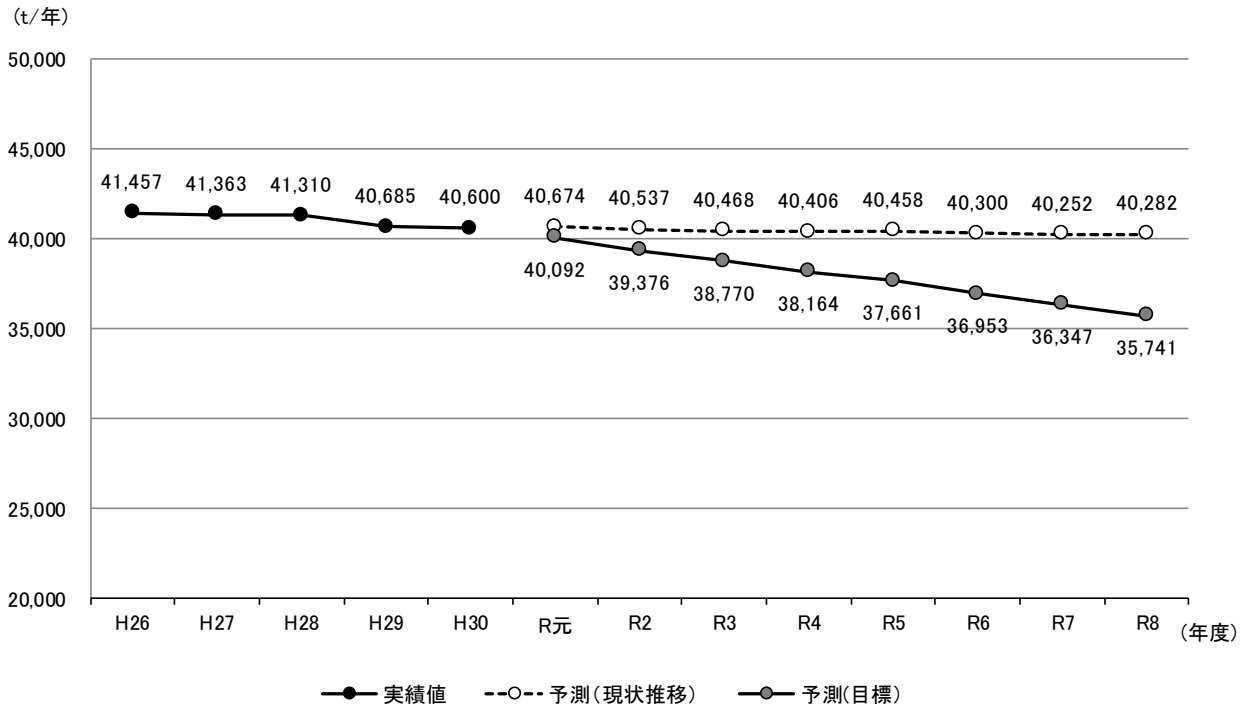


● 1人当たりの生活系ごみ(資源ごみ、集団回収を除く)の実績及び見通し

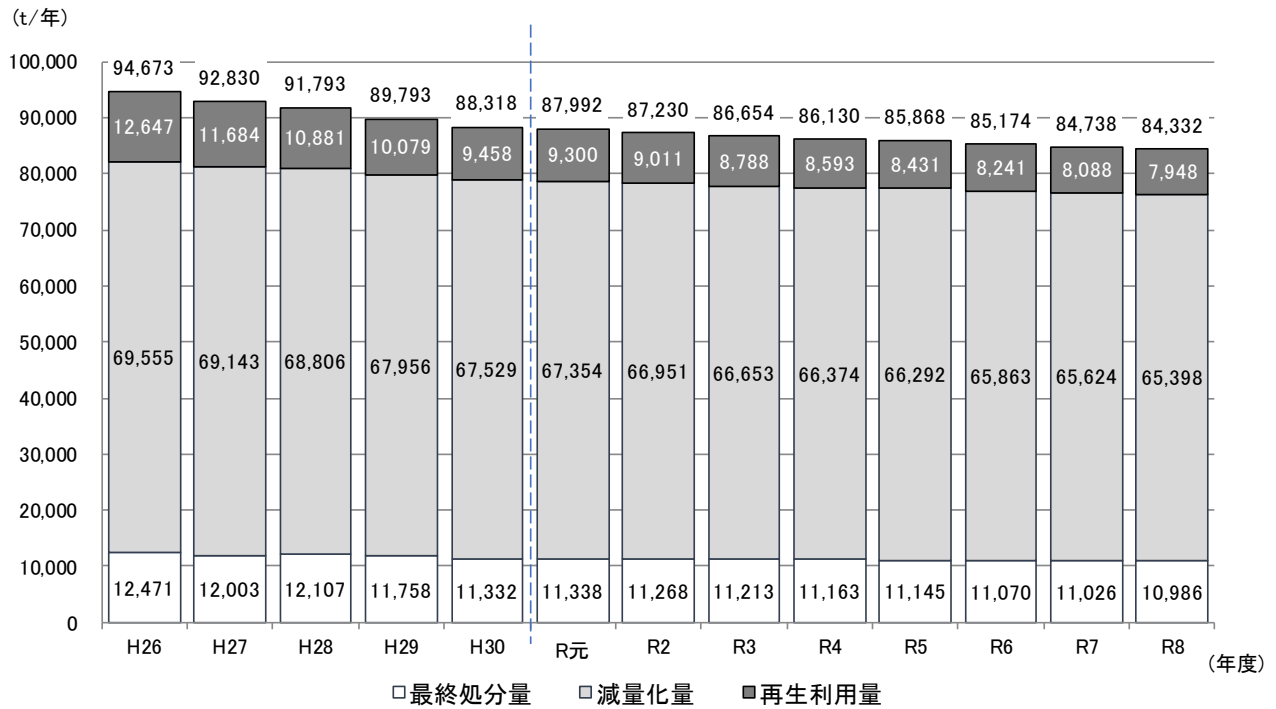


● 事業系ごみの実績及び見通し

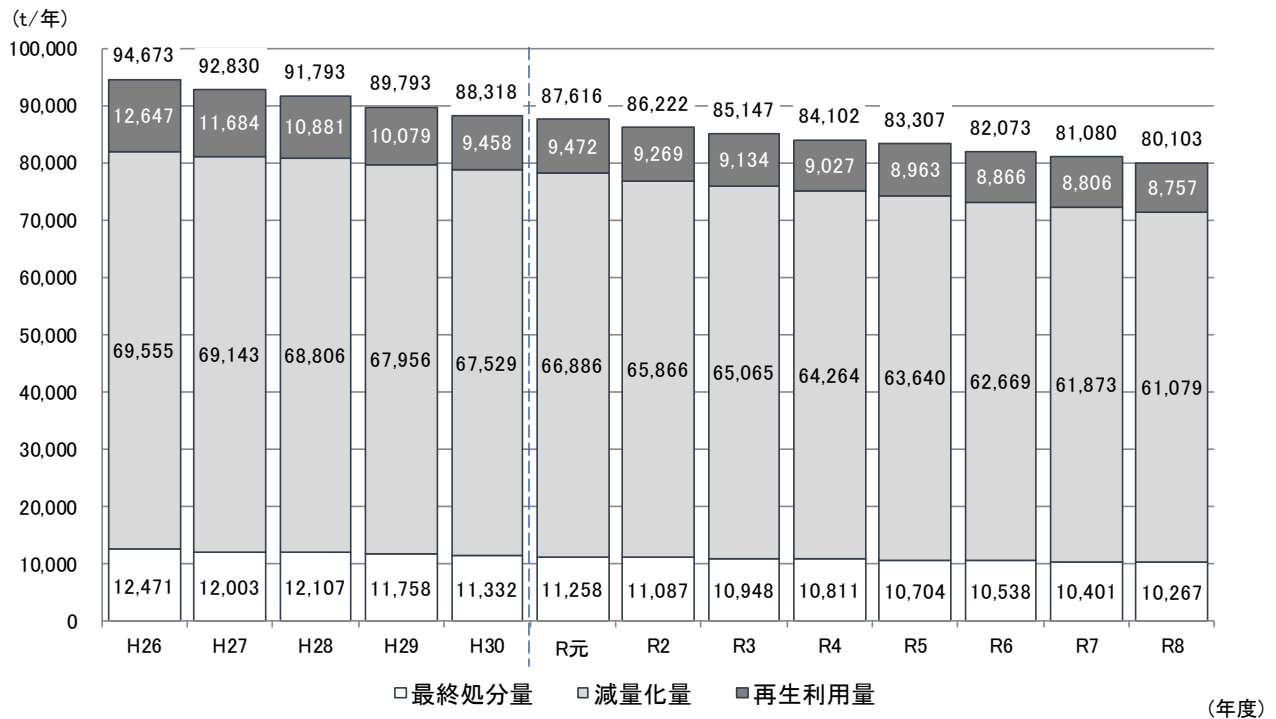
別添資料 3



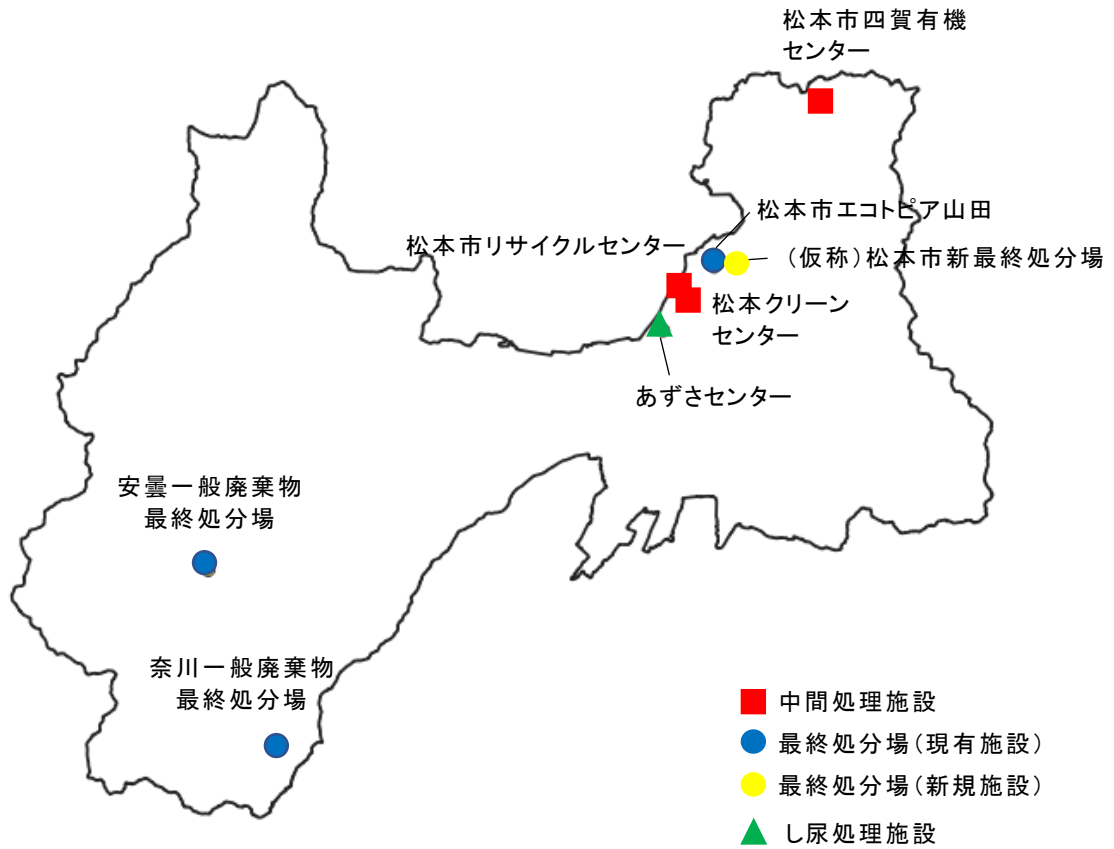
● ごみ処理量(総排出量)の実績及び見通し(減量抑制前)



● ごみ処理量(総排出量)の実績及び見通し(減量抑制後)



施設の現況



● 現有施設の概要

焼却施設	設置主体	松塩地区広域施設組合	—	—
	施設名称	松本クリーンセンター	—	—
	所在地	松本市島内7576番地1	—	—
	敷地	面積約49,700m ²	—	—
	竣工	平成11年4月	—	—
	型式	全連続燃焼式	—	—
	処理能力	150t/24h×3炉	—	—
	灰処理	—	—	—
資源物・粗大ごみ処理施設	設置主体	松塩地区広域施設組合	松塩地区広域施設組合	松本市
	施設名称	松本クリーンセンター	松本クリーンセンター	リサイクルセンター
	所在地	松本市島内7576番地1	松本市島内7576番地1	松本市島内9833番地2
	敷地面積	約49,700m ²	約49,700m ²	—
	竣工	平成11年4月	平成17年4月	平成20年4月
	処理能力	35トン/5h×1基 4種選別 (鉄、アルミ、可燃物、不燃物)	11トン/5h×1基 手選別、圧縮梱包	ストックヤード面積 1,370㎡ ペットボトル圧縮梱包 2.8t/7h×1基
	主要設備	低速回転式破砕機、高速回転式破砕機、磁力選別機、風力選別機、粒度選別機、アルミ選別機	破袋機、手選別コンベヤ、圧縮梱包機	ペットボトル圧縮梱包機
堆肥化施設	設置主体	松本市	—	—
	施設名称	松本市四賀有機センター	—	—
	所在地	松本市中川2184番地127	—	—
	敷地面積	—	—	—
	竣工	平成12年2月	—	—
	処理能力	40.5t/日	—	—
最終処分場	設置主体	松本市	松本市	松本市
	施設名称	エコトピア山田	安曇一般廃棄物最終処分場	奈川一般廃棄物最終処分場
	所在地	松本市島内9444番地2	松本市安曇4855番地1	松本市奈川1953番地1
	埋立面積	67,300m ²	1,750m ²	1,000m ²
	竣工	昭和62年4月	平成11年4月	平成14年4月
	埋立対象	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰) 不燃ごみ	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰) 不燃ごみ、破碎ごみ・処理残渣	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰) 不燃ごみ
	埋立容量	745,000m ³	5,100m ³	1,800m ³
	水処理設備	下水道放流	水処理施設で処理し河川放流	水処理施設で処理し河川放流
	備考	令和3年廃止予定	令和2年9月廃止予定	平成29年6月廃止
し尿処理施設	設置主体	松塩地区広域施設組合	—	—
	施設名称	あずさセンター	—	—
	所在地	松本市島内1666番地777	—	—
	敷地面積	約43,300m ²	—	—
	竣工	平成元年4月	—	—
	処理能力	240kL/日	—	—
	処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理システム(IZジェットエアレーションシステム)	—	—